

熊本県公報

第 1 1 0 7 9 号
平成 16 年 2 月 2 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 公 告**
- 保安林内で立木を伐採する場合の限度面積……………(森林保全課) 1
 - 登 載 依 頼**
○熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書に係る公告……………(株式会社八木運送) 2
 - 阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催……………(阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 2

公 告

熊本県公告第 89 号

森林法施行令(昭和 26 年政令第 276 号)第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 16 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 1 回分としての森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 16 年 2 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

森林法第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度

| 森林計画区 | 同一の単位とされる保安林 | 皆伐面積の許容限度 (ヘクタール) |
|---------------|------------------|----------------------|
| 白川・菊池川地域森林計画区 | 菊池川水源かん養保安林 | 809.92 |
| | 菊池川土砂流出防備保安林 | 100.06 |
| | 菊池川保健保安林 | 1.06 |
| | 阿蘇地区水源かん養保安林 | 653.05 |
| | 阿蘇地区土砂流出防備保安林 | 33.14 |
| | 阿蘇地区保健保安林 | 1.76 |
| | 小国地区水源かん養保安林 | 89.78 |
| | 小国地区土砂流出防備保安林 | 15.54 |
| | 五箇瀬川水源かん養保安林 | 46.72 |
| | 五箇瀬川土砂流出防備保安林 | 6.57 |
| | 大野川水源かん養保安林 | 65.82 |
| | 大野川土砂流出防備保安林 | 13.78 |
| | 熊本市干害防備保安林 | 2.00 |
| 植木町干害防備保安林 | 5.80 | |
| 山鹿市干害防備保安林 | 2.12 | |
| 緑川地域森林計画区 | 緑川水源かん養保安林 | 861.86 |
| | 緑川土砂流出防備保安林 | 112.04 |
| | 宇城地区水源かん養保安林 | 178.22 |
| | 宇城地区土砂流出防備保安林 | 10.64 |
| 天草地域森林計画区 | 天草地区水源かん養保安林 | 297.07 |
| | 天草地区土砂流出防備保安林 | 116.92 |
| | 天草地区保健保安林 | 1.00 |
| 球磨川地域森林計画区 | 氷川五家荘地区水源かん養保安林 | 1201.90 |
| | 氷川五家荘地区土砂流出防備保安林 | 22.88 |

| | |
|---------------|---------|
| 氷川五家荘地区保健保安林 | 2.00 |
| 城南地区水源かん養保安林 | 298.14 |
| 城南地区土砂流出防備保安林 | 82.59 |
| 球磨地区水源かん養保安林 | 3465.59 |
| 球磨地区土砂流出防備保安林 | 516.61 |
| 球磨地区落石防止保安林 | 0.28 |
| 球磨地区防風保安林 | 0.80 |
| 球磨地区保健保安林 | 24.24 |

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第5条第1項の規定により、産業廃棄物安定型最終処分場拡張事業に関する環境影響評価方法書を作成したので、同条例第7条の規定に基づき次のとおり関係書類を縦覧に供します。

平成16年2月2日

株式会社八木運送 代表取締役 八 木 衛

1. 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社八木運送 代表取締役 八木 衛
 - (2) 住所 熊本県熊本市健軍三丁目3番5-101号
2. 事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業
 - (2) 種類 産業廃棄物安定型最終処分場
 - (3) 規模 計画埋立面積 約 55,000 平方メートル
3. 対象事業実施区域の位置

熊本県鹿本郡植木町鑑田地内
4. 条例第6条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

熊本県鹿本郡植木町鑑田の一部及びその周辺
5. 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所 株式会社八木運送 植木処理場事務所（住所：植木町鑑田字山ノ浦 880 番地）
植木町役場（生活環境課）
 - (2) 期間 平成16年2月2日から平成16年3月2日まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
6. 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者に出すことができます。

 - (1) 提出期限 平成16年3月16日
 - (2) 提出先 〒862-0911 熊本県熊本市健軍三丁目3番5-101号 株式会社八木運送
 - (3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載して下さい。

 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること）

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

平成16年2月2日

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

- 1 開催日時

平成16年2月5日（木） 午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所

阿蘇郡阿蘇町内牧 1287
阿蘇プラザホテル会議室
- 3 議題
 - (1) 救急医療体制について
 - (2) 健康危機管理の推進について
 - (3) 小児救急医療体制の整備について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

阿蘇郡阿蘇町内牧 1204

阿蘇地域保健医療推進協議会事務局（熊本県阿蘇地域振興局総務企画課）

（電話 0967-32-0535）

